

司法書士による個別事例における権利関係に関する相談 @長和町 R6.2 実施

《相談概要》

空家法施行前に行政代執行した費用未回収について相談。差押後の事務手続きについて、当事者との時系列、登記簿を用いて、司法書士により今後のアドバイス等をいただいた。

《主な相談内容》

- ① 不動産を差押たまま、債権等を消滅することができるのか
- ② 差押の抹消登記のタイミングについて
- ③ 公売の手続きは現時点でもできるのか
- ④ 乙区に抵当権設定されているが、抹消登記との兼ね合いについて

《今後の対応》

差押により時効が中断された。町は、国税徴収法第153条第1項1号により所得照会の結果、全て回収することは困難であることが分かったことも事実。よって、同項4号により3年間で時効の消滅となる。

町は、引き続き親族等に内入れを依頼していく。

公売については、任売でも可との見解。抵当については、移転時に支障となるため、並行して抵当権者と事前協議を実施していく。

